

おかねの話

第15号
 2014年10月発行
 税務担当 緒方・入江・志水

消費税納付のための準備は万全ですか？

個人事業主の方は平成27年3月におこなう消費税申告が、8%への増税後初めての申告となります。
 ここで予想されるのが納付金額の増加です。申告の期限まで半年をきりました。みなさん準備はお済みですか？

●●●毎月売上200万円、年間売上金額 2,400万円の飲食店の方の場合(簡易課税)●●●

去年までは…

¥457,100

¥190,400増

今年は…

¥647,500

さらに



納税額が60万円を超えたことで

平成27年8月末には約30万円の消費税を中間納付しなければなりません。

消費者からお預かりした大切な税を
 期限内に納付するために

納税資金の積立てをしましょう！

簡易課税制度を元にした積立目安月額です。本則課税を選択されている方も、参考にされてみてください。

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業 (第2種事業)		農業、林業、漁業 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業、 金融・保険業など (第4種事業)		不動産業 運輸通信業 サービス業など (第5種事業)		
	年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	
みなし仕入率	90%		80%		70%		60%		50%		
売上に対する 納税額の目安率	0.8%		1.6%		2.4%		3.2%		4.0%		
1,000万円	84万円	8万円	0.7万円	16万円	1.4万円	24万円	2.0万円	32万円	2.7万円	40万円	3.4万円
1,500万円	125万円	12万円	1.0万円	24万円	2.0万円	36万円	3.0万円	48万円	4.0万円	60万円	5.0万円
2,000万円	167万円	16万円	1.4万円	32万円	2.7万円	48万円	4.0万円	64万円	5.4万円	80万円	6.7万円
2,500万円	209万円	20万円	1.7万円	40万円	3.4万円	60万円	5.0万円	80万円	6.7万円	100万円	8.4万円
3,000万円	250万円	24万円	2.0万円	48万円	4.0万円	72万円	6.0万円	96万円	8.0万円	120万円	10.0万円